

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 4 月 20 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500566号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600002号

第1 結論

昭和47年1月の請求期間、同年3月から昭和50年12月までの請求期間、昭和51年7月から昭和52年3月までの請求期間、昭和53年4月から昭和55年3月までの請求期間、昭和56年4月から昭和60年3月までの請求期間及び昭和61年4月から昭和63年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年1月
② 昭和47年3月から昭和50年12月まで
③ 昭和51年7月から昭和52年3月まで
④ 昭和53年4月から昭和55年3月まで
⑤ 昭和56年4月から昭和60年3月まで
⑥ 昭和61年4月から昭和63年12月まで

私は、勤務先を退職した昭和47年1月頃又は次の勤務先を退職した同年3月頃に、現在も居住している市の市役所で、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、納付時期、納付場所及び納付金額は覚えていないが、自分で納付した。

請求期間③と④の間が、1年間だけ納付している記録になっていて、その前後が未納の記録になっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和47年1月又は同年3月頃に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年6月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求期間①から⑥までの国民年金保険料について、請求者は、自分で納付したとしているが、納付時期、納付場所及び納付金額等についての記憶が不明確であることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の推認される国民年金の加入手続時期においては、請求期間①及び請求期間②の大半の国民年金保険料は時効により納付することができない上、当該時点においては、請求期間②の一部及び請求期間③の保険料は、過年度納付により納付することは可能であるものの、請求者は、遡ってまとめて納付したことはないと述べている。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間①から③までの国民年金保険料を現年度納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者は、加入手続の際に発行された年金手帳は1冊のみであり、ほかには発行されていないと陳述しており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の検索を行ったが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、請求期間①から⑥までは合計161か月と長期間に及んでおり、これだけの長期間にわたり行政機関が事務処理を誤るとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500605号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1600003号

第1 結論

平成3年*月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年*月から平成4年3月まで

私が20歳(平成3年*月)になった頃、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれた。もし、母親が、保険料を支払っていないのであれば、私に、国民年金保険料を支払ったとは言わないはずである。

請求期間が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者が20歳(平成3年*月)になった頃、母親が、請求者の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親は既に死亡しており、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が所持する年金手帳において、請求者の国民年金手帳記号番号の記載がない上、オンライン記録においても、平成26年7月に国民年金に加入するまで、請求者が国民年金の被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500560号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年6月から同年11月まで

私は、平成14年6月頃から同年11月頃まで、A社でB職として勤務し、C業務を行っていたが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求者が、請求期間のうち一部期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、平成19年10月、A社におけるD業務の一部を引き継いだE社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者と同じ業務に従事していたとする複数の同僚が、「当時、A社では、週の労働時間が30時間以上の者は厚生年金保険に加入していたが、30時間未満の者は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と陳述しているところ、請求者は、「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」において、短時間労働被保険者(週の所定労働時間が30時間未満の労働者)であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社において請求期間に資格取得している者の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もない。

加えて、請求者は、請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500576号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月

私は、A社において、平成17年2月の賞与を受け取ったが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、請求期間に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、賞与が支給されたと主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、A社は、平成21年12月に解散し、平成23年9月に清算結了していることが確認できる上、同社の元代表取締役等に照会したものの回答を得ることができないことから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚は、「A社では、賞与は、「半期インセンティブ」という名目で支給されていた。」と回答しているところ、同社の元代表清算人から提出された請求者の請求期間に係る資料によると、請求者の当該期間に係る「半期インセンティブ」は支給されていないことが確認できる。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された「適用台帳」の請求者に係る標準賞与額の記録は、オンライン記録と一致しており、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500541号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱)第1600001号

第1 結論

昭和30年3月2日から昭和38年3月22日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年3月2日から昭和38年3月22日まで

支給済期間 : ① 昭和30年3月2日から昭和36年4月17日まで
② 昭和36年4月14日から同年11月15日まで
③ 昭和36年11月15日から昭和38年3月22日まで

請求期間については、脱退手当金が支給されているとのことだが、私は、脱退手当金の制度を知らず、受給できることも聞いていない。請求手続を行った覚えはなく、まとまった金額の入金があればすぐに気付いたはずであるが、そのような覚えもない。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りはないほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号について、請求期間である3回の厚生年金保険被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、請求期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、請求者から聴取しても受給した記憶がないというほか、口頭意見陳述においても請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。